

## 平成27年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年9月15日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 今井 英昭  | 2番 森澤 文王  | 3番 今井 清   |
| 4番 村田 桂子  | 5番 両角 正芳  | 6番 村松 浩喜  |
| 7番 榎本 真弓  | 8番 森本 信明  | 9番 西藤 努   |
| 10番 滝沢寿美雄 | 11番 田中 三江 | 12番 土屋 春江 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美  
企画調整幹 中村茂弘 町民課長 青井義和  
建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸 観光課長 今井一行  
会計室長 市川正彦 教育次長 荻原邦久  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後3時36分

(午後 1 時 30 分 開議)

議長（土屋春江君） 皆さんこんにちは。これから、本日、9月15日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影を許可してあります。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第69号～日程第25 陳情第4号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第25 陳情第4号 地元事業者への優先発注に関する陳情書についてまでの25件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長により審査結果の報告を求めます。榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 榎本です。

総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件。

- (1) 議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 議案第70号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 議案第71号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第2号）について  
歳入全款  
歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、  
【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費のうち（1項農林業施設災害復旧費）、【12款】予備費
- (5) 議案第79号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (6) 認定第1号 平成26年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について  
歳入全款

歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、  
【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費のうち

ち（1項農林業施設災害復旧費）、【11款】公債費、【12款】予備費

（7）認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定について

（8）陳情第4号 地元事業者への優先発注に関する陳情書

審査経過を報告いたします。

本委員会は、9月7日に付託された標記案件を審査するため、平成27年9月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人情報保護に関する規定の改正であるとの説明を受け、賛成多数で原案を可決しました。

（2）議案第70号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について  
手数料単価について、佐久地域の市町村の状況を確認した上との説明を受け、賛成多数で原案を可決しました。

（3）議案第71号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
団員数の状況等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第2号）について  
歳入全款

歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費のうち（1項農林業施設災害復旧費）、【12款】予備費

歳入について主なものは、平成26年度決算による繰越金が確定したための財政調整基金繰入金の減額と繰越金の増額、株式売払収入の増額、地方交付税は普通交付税の額の確定による増額、町債は臨時財政対策債発行可能額の確定による増額であるとの説明を受けました。

歳入について主なものは、【2款】総務費では、総務管理費の一般管理経費で、ふるさと寄附金お礼品代の増額、合併式典経費で新聞広告料の計上、一般職給与の超勤手当の増額であること。財産管理費で、別荘等貸付地内の枯損木伐採経費、マイクロバス1台更新費用であること。企画費で、町の公式ホームページの管理システム更新経費が計上され、システム導入については、素早く正確な情報伝達ができるよう、十分な検討を要望しました。コミュニティ費で、開館後18年目を迎える権現の湯の浴室等天井部内の配管設備、換気機能等の設備調査委託料及び経年劣化による大広間ロールカーテンの交換工事費であるとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業費で主なものは、そば乾燥調整施設導入に伴う補助金の補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（5）議案第79号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）について

て

圧雪車の更新費用が計上されており、スキー場は継続すること。丁寧な圧雪作業、ゲレンデ整備により、よりよいゲレンデづくりに努め、満足度を上げて誘客を図るための更新であること、更新のためのリースとの比較検討もしたこと、補正予算計上になった理由と財源の調達等について詳細な説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(6) 認定第1号 平成26年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入全款

歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費のうち（1項農林業施設災害復旧費）、【11款】公債費、【12款】予備費

歳入については、町税において課税者及び滞納者の状況分析を行い、公平の原則からも、なお一層の徴収努力を求めるとともに、地方交付税や国・県支出金については、国県の動向を注視し、あらゆる財源確保に努めるよう要望しました。

歳出については、支出した具体的な内容の説明を受け、常に事務事業の検証、分析を生かした事業の推進に努めること、事業執行に当たっては必要な町債は交付税措置がある有利な起債の活用をすることで、引き続き公債費の縮減に努めることを要望し、全会一致で認定しました。

(7) 認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定について

全会一致で認定しました。

(8) 陳情第4号 地元事業者への優先発注に関する陳情書

陳情の趣旨に鑑み、全会一致で採択しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、一部要望を付し上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

**議長（土屋春江君）** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。

それでは、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

1番の付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げますので、省略をさせていただきます。

2の審査経過。

本委員会は、9月7日に付託された標記案件について、平成27年9月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った。大要は次のとおりであります。

(1) 議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第2号)について  
歳出のうち、【2款】総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費のうち(「2項」公共土木施設災害復旧費)

【2款】総務費(のうち住民基本台帳費)について、個人番号カード交付に係るシステム委託料及び記載事項印字機器の購入による補正との説明を受けました。

【3款】民生費について高齢者福祉費では、老人クラブの会員増による補助金の増額補正、児童福祉費の保育所費では、牛乳保冷庫新規購入による増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費について、人件費の補正との説明を受けました。

【7款】土木費について、土木管理費では住宅改修資金特別会計支弁による一般職給与の減額補正、道路橋梁費では小規模修繕料、施設賠償責任保険料、外側線工事費についての増額補正が主なものと説明を受けました。

【9款】教育費について、教育振興経費では、小中学校、児童館及び蓼科高校周辺通学路除雪用除雪機の購入、文化財保護費では、津金寺観音堂の文化財看板破損による修繕料との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち(「2項」公共土木施設災害復旧費)について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第73号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

前年度繰越金及び平成27年度概算額の確定による補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第74号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第75号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

介護保険請求システムの専用回線の高速化に伴う配線工事及び介護予防住宅改修の増加に伴う補正、また、介護保険事業の精算に伴う国庫支出金等過年度分返還金の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第76号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第77号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ

いて

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第78号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第80号 平成26年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

利益剰余金の大幅な増加分は法改正による一過性のものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(9) 認定第1号 平成26年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について

歳出のうち、【2款】総務費(のうち住民基本台帳費)、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費、【10款】災害復旧費のうち(「2項」公共土木施設災害復旧費)

【2款】総務費(のうち戸籍住民基本台帳費)について、説明を受けました。

【3款】民生費について、社会福祉費では、各事業の扶助費の内容について、児童福祉費の子育て支援費では、平成27年度から実施する「立科町子ども・子育て支援計画書」の策定委託料について、保育所費では、旅費、委託料の内容について、高齢者福祉費では事業実績、委託事業について説明を受けました。

【4款】衛生費について、地域医療対策事業における佐久広域連合等負担金、母子保健事業の委託料について、清掃費ではごみの減量化の事業効果等の説明を受けました。

【7款】土木費について、土木管理費では、樽ヶ沢残土処分場の利用状況、有料道路利用者負担軽減事業の利用状況、道路橋梁費では、分筆委託料の状況、町道維持管理協力補助金の状況、生コン舗装補助金の内容、凍結防止剤の散布について、水道工事負担金の内容、河川費では、河川愛護作業補助金の内容、住宅費では、修繕費及び長寿命化計画策定委託料の内容、下水道費では、一部事務負担金の支払い先の内訳について説明を受けました。

【9款】教育費について、事務局費では教育振興費の講師賃金の内容、小学校費、中学校費の管理備品の内容及び中学校振興経費の補償費の内容、社会教育費では、社会体育振興経費の報償費の内容、史跡公園管理経費の委託料及びふるさと交流館のジオラマ制作による委託料の内容について説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち(「2項」公共土木施設災害復旧費)について、起債対象の工事であるとの説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(10) 認定第2号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(11) 認定第3号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(12) 認定第4号 平成26年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
居宅介護住宅改修補助金及び居宅支援住宅改修費について説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(13) 認定第5号 平成26年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について

未収金の状況の説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(14) 認定第6号 平成26年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

施設の管理委託の状況、合併処理浄化槽設置整備補助金の状況について説明を受け、原案を全会一致で認定しました。

(15) 認定第7号 平成26年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(16) 認定第8号 平成26年度立科町水道事業会計決算認定について

原案を全会一致で認定しました。

(17) 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

原案を全会一致で採択しました。

(18) 請願第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書

原案を全会一致で採択しました。

(19) 陳情第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書

原案を全会一致で採択しました。

### 3、審査経過。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

**議長（土屋春江君）** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。4番、村田桂子君。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは、討論を行います。

議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、議案第70号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算について、認定第1号 立科町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

他の議案については、討論を省略して賛成といたします。

まず、69号、70号についてです。いずれも国の進めるマイナンバー制度導入に向けての条文の整備であり、またそのカードの再発行手数料を定めるものであります。個人によるマイナンバーの停止を求める条文も中にはありますが、どれだけ機能するでしょうか。被害が起きてからでは遅いと考えます。私は、情報の一元管理の必要はないと考えますし、情報流出への有効な歯どめ策が施されるのかという点では大きな疑問を抱くものです。

また、カードの再発行に係る料金も、手数料ということでしょうが、ペナルティ的な要素が感じられ、カードの管理という新たな問題が住民に課せられることとなり、賛成できません。

第72号の補正予算についても、マイナンバー制度への対応が盛り込まれており、反対といたします。戸籍住民基本台帳経費、他の事業にも接続経費が盛り込まれています。3月の議会で繰越明許とされたものが実施されることとなります。従来の戸籍にかかわる個人情報だけではなく、税金関係、固定資産税、年金、国民健康保険、介護保険、医療、健康にかかわること、生活保護、児童手当など、多くの個人にかかわる情報が同一の番号で統一されることとなります。交通違反や犯罪歴、預貯金についてもその対象となるようです。その番号を入力すれば、その個人の家族関係、生活、財産、健康などの全てが国に握られることとなります。日本年金機構による情報の大量流出事件が起りましたが、今度はそれを利用した詐欺まがいの事件まで起こることが予想されます。そして今度はその被害は年金だけの問題ではなく、もっと大きな被害になることは想像にかたくありません。

個人についての情報は、できるだけ一元管理されないほうがいいのです。必要なときにつけ合わせすればよいのであって、莫大な費用を使う割には、個人にとっての利便性がないことが指摘されています。むしろ、国による国民管理、国民統制に道が開かれ、さらには情報流出による危険性が高まると言わなければなりません。マイナンバーへの整備費は、住民の中でしっかりした議論が行われ、その必要性が大いに高まってからでも遅くないと考えます。

次に、認定第1号、一般会計の決算認定についてです。平成26年度は、豪雪による



被害が大きく、農業施設や町民の暮らしに大きな影響をもたらしました。撤去費は個人負担なし、また再建でも1割とするなど、思い切った、また適切な措置がとられたことを評価いたします。

反対の理由の主なもの、人権政策推進総務費で、同和団体への補助金が120万円、人権教育推進事業で、解放子供会や集会所事業委託料、計28万円が支出されています。同和事業については、終結すべきものです。来年度予算では削ることを求めます。このことを申し上げ、反対といたします。

認定2号 立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてです。昨年度は、国保料の値上げが行われました。収入未済額が1年間で何と700万円を超える支払えない人が出てしまいました。町民の経済は悪化の一途をたどっています。米の値段は下がり、年金は削られ、消費税は8%となって暮らしが悪くなっているのに値上げが実行されました。短期証、資格証などの発行も82名と、3.6%の人が正規の保険証を交付されていません。高すぎる保険料がその原因ではないでしょうか。町民の命を守る国保事業は何と言っても払える保険料にまず設定することが大事です。8億8,000万円の国保の予算規模で8,600万円、約1割の基金があり、この活用を求めます。

以上、反対といたします。

認定第4号 立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、これまた昨年度は、介護保険料についても値上げがされました。収入未済が1年間当該年度で100万円を超えました。65歳以上の高齢者は、年金からの天引き、保険料が天引きされるといういや応を言わせない制度であることから、この100万円の支払い困難というのは重いものがあります。また、介護保険制度の改悪に伴って、要支援など、軽度の方へのサービスが介護保険から外されるとい改悪もありましたが、その実態はわかりにくい状況です。やはり決算のときにはどんな問題があるのか、事業の効果とともに、何を課題とするかもわかるような資料の提供がされてほしいと要望し、反対の討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに反対討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。5番、両角正芳君。登壇の上、願います。

〈5番 両角 正芳君 登壇〉

5番（両角正芳君） 5番、両角です。

本定例会に上程された議案、条例改正、補正予算、決算認定等について、賛成の立場で討論いたします。

定例会開会中に発生した台風18号の影響による記録的な豪雨が続いた栃木、茨城、

宮城の各県では、堤防の決壊、川の氾濫などによって、広範囲な浸水被害が起り、この水害等に巻き込まれて亡くなられた方、また、いまだ行方のわからない方がいる現実に改めて水害の恐ろしさを痛感させられている次第であります。亡くなられた方々にご冥福をお祈り申し上げますとともに、一刻も早い安否の確認が待たれるところでございます。幸いにも当町では大きな被害もなく、安堵をいたしております。

立科町では、平成24年度に引き続き、平成26年度においても、地域防災計画の見直しが図られており、今後とも危機管理体制のさらなる整備を望むものであります。

さて、本定例会に提案された議案第69号、議案第70号については、社会保障関係、あるいは税務関係手続の簡素化と行政事務の効率化等を目的に導入されるマイナンバー制度に係る個人情報保護に関する条例の一部改正、並びに、通知カード、個人番号カードの再交付手数料徴収条例の一部改正であり、賛成するものであります。

なお、制度運用に当たっては、個人情報保護に十分配慮した事務対応をのぞみます。

議案第71号は、少子化等に伴い、消防団員の減少する懸念がされる中で、団員の定員増に伴う条例の一部改正であり、賛成するものであります。

議案第72号から議案第79号については、平成27年度各会計の補正予算であり、総額4億6,800万円余りの補正となりましたが、健全財政維持が図られている中で、一般会計の歳入では、地方交付税の確定による1億8,380万円余りの補正と6億2,210万円余りの繰越金及び財政調整基金繰入金対応が主なものであり、また、歳出では財政基金の積立金3億6,200万円及び地理空間情報整備事業、合併60周年式典経費、立科ブランド確立事業経費、道路維持修繕経費など、補正を必要とする事業等が計画されている。特別会計では、前年度実績に基づく繰越金、一般財源を繰り入れての介護予防サービスの充実等に充てる経費の補正予算が主なものであり、賛成するものであります。

議案第80号は、水道事業会計の関係でございますが、利益余剰金の増加分は法改正によるものの処分であり、賛成するものでございます。

認定第1号から認定第9号の各会計決算関係については、自主財源に乏しい中、限られた予算内において、主要施策を着実に実施してこられたことは、理事者、職員が一丸となって取り組まれた結果であり、敬意を表するものであります。特に、一般会計の歳入面では、不納欠損額が前年に比べ1,854万円余り、率にして80.6%の減少、収入未済額も国県の補助金分の繰越明許費を除けば、対前年比2.6%の減少、収入総額においては対前年比3.1%の増額となっており、また、歳出面では高齢者福祉対策や有害鳥獣駆除対策を初めとする農林業振興支援、地域活性化立科商品券事業費等が主なものであります。

財政健全化に目を向けると、実質公債費比率は4.3%で、早期健全化基準25%を大きく下回っており、より一層の健全財政に努められたことを高く評価するものであります。社会福祉法人ハートフルケアたてしな、徳花苑の財政支援に伴う多額の損失補

償に鑑みて、法人の経営状況を注視願うとともに、経営損失が続く索道事業の経営改善方針を早期に示すことを切に希望し、賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありますか。1番、今井英昭君。登壇の上、願います。

〈1番 今井 英昭君 登壇〉

1番（今井英昭君） 1番、今井英昭です。

今定例会に上程された議案、補正予算、決算諸認定について、賛成の立場から討論いたします。

補正予算では、主な歳入は地方交付金等の確定、財政調整基金繰入金等、歳出では、土木費の道路維持管理経費等の安全整備費、教育費では、通学路除雪用除雪機3台購入の説明があり、冬場における児童、生徒の登下校の安全確保にかなうものとして、ほかの補正予算も含めて賛成するものです。

平成26年度各決算認定事項においては、まず、社会情勢では、平成26年4月に消費税率が5%から8%にアップし、国内総生産、GDPは4月、9月までの2四半期連続のマイナス成長となりました。また、天災においては、ゲリラ豪雨、御嶽山噴火など、不安定な要素があったものの、明るい情報として、交通のインフラでは、北陸新幹線の延伸に伴って、北陸地方からの観光誘客も期待されるところです。

財政健全化においては、実質公債費比率が4.3%となり、対前年度で0.3ポイント、平成23年度比では5.6%改善されており、早期健全化基準の一般単独事業の許可が制限される基準の25%を大きく下回っており、今後も財政健全化の努力に期待したいところです。

歳入においては、調定額に対する収入率が95.9%と対前年比で変動がなく推移している一方、収入未済額が前年度比で3ポイント増になっているため、対応が求められます。

歳出については、ハートフルケアたてしなへの投資的経費の増加、損失補償額が増額になり、今後、社会福祉制度を取り巻く環境変化が予想される中で、同法人の運営に注視する必要があると考えます。

また、ふるさと交流館芦田宿に完成したジオラマにおいては、郷土学習の場となるのと同時に、歴史、文化の発信地としての場として活用される中心的なアイテムとして施設利用増を期待します。

特別会計での水道事業では、年間有収水量が年々減少になっていく傾向があり、給水原価と供給単価のバランスを考慮した上で、安定経営を望みます。

以上、要望を付して全議案に対して賛成するものです。

最後に、平成27年3月に、第4次長期振興計画が終了し、新たに第5次振興計画がスタートしています。第4次計画の総括したことが基本構想、基本計画、実施計画に反映され、PDCAサイクルとなる業務活動を行い、町民満足度を一層高めることを

望んで賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、賛成多数です。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第69号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決することに決定しました。

日程第2 議案第70号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、賛成多数です。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第70号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第71号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第71号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

議案第72号 平成27年度立科町一般会計補正予算は、賛成多数により可決されました。

日程第5 議案第73号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第11 議案第79号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの7件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第73号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第11 議案第79号 平成27年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第80号 平成26年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第80号 平成26年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号 平成26年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、認定第1号 平成26年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第14 認定第2号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、認定第2号 平成26年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第15 認定第3号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号 平成26年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第16 認定第4号 平成26年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、認定第4号 平成26年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第17 認定第5号 平成26年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第21 認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの5件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号 平成26年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号 平成26年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの5件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第22 請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書及び日程第23 請願第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書の2件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書及び請願第3号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第24 陳情第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書及び日程第25 陳情第4号 地元事業者への優先発注に関する陳情書の2件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める陳情書及び日程第25 陳情第4号 地元事業者への優先発注に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第26 議案第81号～日程第27 議案第82号

**議長（土屋春江君）** 日程第26 議案第81号 白樺湖下水道組合規約変更について及び日程第27 議案第82号 白樺湖下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての2案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第81号 白樺湖下水道組合規約変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の組合規約の変更は、白樺湖下水道が平成28年4月1日より諏訪市にございます豊田終末処理場に接続するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により議会にお諮りするものでございます。

1枚おめくりください。

白樺湖下水道組合規約の主な変更点でございますが、第3条にて、組合共同処理する事務の変更、第5条にて、組合議会の議員の定数の変更、第10条にて、組合の経費の支弁方法の変更でございます。第3条の組合の共同処理する事務の変更では、処理区分を設け、茅野市と立科町の境界により、それぞれ茅野市処理区分、立科町処理区分といたします。

第5条の組合議会の議員の定数の変更では、定数現状13人を7人に変更し、茅野市9人を4人に、立科町4人を3人といたします。

第10条の組合の経費の支弁方法の変更では、施設の維持修繕や維持管理等に要する費用などについて負担割合を変更いたします。

附則といたしまして、この規約は、平成28年4月1日より施行いたします。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第82号 白樺湖下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の財産処分は、白樺湖下水道組合の共同処理する事務の変更に伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただき、財産処分に関する協議書をごらんください。

1に、茅野市に帰属せしめる財産、2に、立科町に帰属せしめる財産がそれぞれ記載してございます。これは、茅野市と立科町の境界により、中継ポンプ場及び管路施設を分けたものでございます。立科町に帰属せしめる財産では、白樺湖北中継ポンプ場と管渠施設延長5.2キロメートル、マンホールポンプ施設1カ所でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、議案第81号 白樺湖下水道組合同規約変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第81号 白樺湖下水道組合同規約変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 白樺湖下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第82号 白樺湖下水道組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。なお、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員はお集まりください。再開は3時10分からです。

（午後2時36分 休憩）



(午後 3 時10分 再開)

◎追加日程第 1 議案第83号～追加日程第 2 議案第84号

議長(土屋春江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

会議規則第22条の規定によって、議案第83号 財産の取得の変更について及び議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第3号)についてを日程に追加して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。議案第83号及び第84号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1 議案第83号 財産の取得の変更について及び議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第3号)についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長(長坂徳三君) 議案第83号 財産の取得の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得の変更契約を締結することについて議会の議決を求める。

取得する財産、平成27年度立科町地域情報通信機器。

2、取得の金額、変更前、4,514万4,000円、変更後、4,466万160円。

3、契約の相手方、株式会社シーテック長野支社でございます。

本件につきましては、立科町地域情報通信機器の取得についての変更契約について議決をお願いするものでございます。

内容は、購入する機器について、仕様に合致する低額の新製品に変更したため、48万3,840円の減額が生じ、変更後4,466万160円とするものでございます。

条例の規定により、議会の議決が必要であることから、提案申し上げます。

以上、提案理由を申し上げますが、審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町一般会計補正予算(第3号)は歳出についてのみの補正であり、予備費から充用したため、総額の変更はございません。

3ページをお開きください。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理経費について324万円の増

額を計上いたしました。これは、マイナンバー制度がスタートすることに伴い、国より社会保障税番号制度の施行に伴う既存住基システム及び団体内統合宛名システムのインターネットを介した不特定多数の外部との通信について、新たな考えが9月7日付で示されました。この通知では、既存住基システム等に接続されている端末ではインターネットメールを送受信しないこととなりました。この対応のため、メール専用機を各課、係等に配置し、住基システムと分離し、運用していくこととなりました。その経費324万円を計上し、予備費を充当いたしました。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（土屋春江君）** 本案について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

11番、田中三江君。

**11番（田中三江君）** この小さな当町におきまして、324万円っていう一般財源からの支出は大きいわけなんですけど、国からの補助金や特別交付税措置等、報告はございませんか。

**議長（土屋春江君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** お答えをいたします。

実は分離されてる町村が長野県内大多数でありまして、県内77市町村のうちの約1割ぐらいが立科町と同じような状況ということで、全体から見ると非常に少数のほうに入ってるということで、国のほうといたしましては、現状では補助金等考えてないということでございます。

以上です。

**議長（土屋春江君）** ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。4番、村田桂子君。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

**4番（村田桂子君）** 議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、9月7日、急遽総務省からの通達によりマイナンバー制度のセキュリティ強化のために対策をする予算措置であります。324万円です。住基システムなど、基幹系からのメールのやり取りは危険という認識から、インターネットでのメールの送受信専用の回線を設けて、基幹系からの直接の送受信を行わないよう対策するものであり、情報流出防止の一手段だとは思いますが、マイナンバー制度導入の前提であり、反対といたします。

**議長（土屋春江君）** ほかに討論ありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、議案第83号 財産の取得の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第83号 財産の取得の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

起立多数です。したがって、議案第84号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 発議第9号

**議長（土屋春江君）** 日程第28 発議第9号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読をお願いします。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 発議第9号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

立科町会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年9月15日提出。

提出者、立科町議会、社会文教建設常任委員会委員長、森本信明。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準改正）に盛り込まれ、附則で小2以降中学まで順次改訂することとし、政府は財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく小2を35人学級とし、その後、平成25年、26年と35人学級拡大の動きはとめられ、平成27年度予算編成において、財務省は「小1も40人学級に戻すべき」という提案をしました。しかし、35人学級を求める国民の強い声の前に、このことは断念されましたが、大幅な教職員定数減の予算となりました。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、これで小中学校全学年において35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負

担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせません。このために、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請します。

1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の大幅増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成27年9月15日、内閣総理大臣宛てほか、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 本案について、提出者の説明を求めます。8番、森本信明君。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** ただいま事務局長が朗読されましたように、審議をいただき、意見書として採択をお願いをしたいと思います。

以上です。

**議長（土屋春江君）** これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定し

ました。

◎日程第29 発議第10号

**議長（土屋春江君）** 日程第29 発議第10号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 発議第10号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年9月15日提出。

提出者、立科町議会、社会文教建設常任委員会委員長、森本信明。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきました。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由とし、これまで次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成28年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成27年9月15日、内閣総理大臣ほか、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 本案について、提出者の説明を求めます。8番、森本信明君。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** 事務局長朗読のとおりであります。お認めいただきますよう、お願いします。

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定しました。

◎日程第30 発議第11号

**議長（土屋春江君）** 日程第30 発議第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 発議第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について。

立科町会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成27年9月15日提出。

提出者、立科町議会、社会文教建設常任委員会委員長、森本信明。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本最高戦略」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

1、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。

2、これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。

3、GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成27年9月15日、内閣総理大臣宛てほか、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

**議長（土屋春江君）** 本案について、提出者の説明を求めます。8番、森本信明君。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** ただいまの事務局長の朗読のとおりであります。採択賜りますよう、よろしく申し上げます。

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第11号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出については原案のとおり提出することに決定しました。

◎日程第31 発議第12号

**議長（土屋春江君）** 日程第31 発議第12号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに決定しました。

これで本日の日程を全部終了いたしました。

以上をもって会議を閉じます。

平成27年第3回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、3時50分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員はお集まりください。

(午後3時36分 閉会)